

中央区内集合住宅への防災及びコミュニティ形成等支援要綱

平成28年3月31日 中央区長決定

令和3年4月5日 最終改定

第1章 総則

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、近年、従来商業利用されていた場所にタワーマンションが建設されるなど、中央区内に集合住宅が増加していることから、集合住宅における防災力の向上及び既存の地域コミュニティとの交流を推進するため、集合住宅での防災に関する取り組み支援及び居住する住民相互のコミュニティの形成・活性化を支援することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 コミュニティ形成等支援の対象団体は、中央区内に立地する総戸数50戸以上の集合住宅(以下「マンション」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する団体であつて、暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないものとする。

(1) 管理組合

(2) 自治会

(3) 前2号に該当しないもののうち、自己の居住するマンションでの防災力の向上、またはコミュニティ形成を図ることを目的として住民により結成された団体

(4) その他中央区長(以下「区長」という。)が特に認めるもの

(助成期間)

第3条 コミュニティ形成等支援対象助成期間は当該助成を実施する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

2 コミュニティ形成等支援決定前に実施した事業についても助成対象に含めるものとする。

第2章 活動経費の助成

(支援の対象となる活動)

第4条 支援の対象となる事業は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) コミュニティの形成・活性化に資するものであり、助成期間終了後も自主的な活動の継続が見込まれること

(2) 中央区内のマンションに係るものであること

(3) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと

(4) 神戸市及び神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること

(支援内容)

第54条 区長は、支援の対象となる活動に対して、予算の範囲内で、次に掲げる活動の助成を行うことができる。

(1) 対象マンション内でのコミュニティづくり等の企画や実施にかかる費用

- (2) 対象マンションと地域団体等とのコミュニティづくり等の企画や実施にかかる費用
- 2 前項の活動経費の助成は、1団体に対し10万円を上限とする。
- 3 同条第1項の活動経費の助成は、(1)については、同一のマンション等に対して3会計年度を超えて行うことはできない。(2)については、同一のマンション等に対して、(1)の期間を含めて5会計年度を超えて行うことはできない。
- 4 活動経費の助成は、第3章のアドバイザー派遣及び第4章の防災活動に必要な資材購入費に対する助成と併用することができる。

(助成の基準等)

第6条 活動経費の助成は、次の各号に掲げるものについては対象から除外する。

- (1) 飲食代金(但し、無料で提供するものに限り、当該事業の実施に直接必要な材料費及び熱中症対策用の飲料等は可。)
- (2) 備品(消費税を含め取得価格が単品で2万円以上のもの)の購入にかかる経費
- (3) 活動に直接利用しない備品の購入にかかる経費
- (4) 団体構成員の人件費及び報酬、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (5) 領収書がない等使途が不明のもの
- (6) 活動の助成対象期間外における経費
- (7) その他支援の趣旨に合致しないもの

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、中央区「防災・コミュニティ助成」支援申請書(様式第1号。以下、「支援申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 団体概要(様式第2号)
- (2) 活動企画書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)

(要件審査及び交付の決定)

第8条 区長は、事業の目的、内容及び効果等を審査のうえ、助成金の交付並びに交付予定金額を決定し、その結果を中央区「防災・コミュニティ助成」支援決定通知書(様式第5号。以下、「支援決定通知書」という。)により、申請団体に通知する。

2 前項の場合において、区長は支援の目的を達するために必要な条件を付することができる。

(活動の変更等)

第9条 前条により助成の決定を受けた者(以下「支援決定団体」という。)は当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ中央区「防災・コミュニティ助成」支援計画変更申請書(様式第6号。以下、「計画変更申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

(活動報告書の提出)

第109条 支援決定団体は、活動終了後、速やかに中央区「防災・コミュニティ助成」支援活動報告書(様式第7号。以下、「活動報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

- (1) 収支決算報告書(様式第8号)
 - (2) 領収書
 - (3) 記録写真・パンフレット・チラシなど
- (助成金交付額の確定)

第11条 区長は、前条の活動報告書を審査のうえ、交付すべき助成金額を確定し、支援決定団体に対して、中央区「防災・コミュニティ助成」交付額確定通知書(様式第9号。以下、「交付額確定通知書」という。)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 支援決定団体は、前条の交付確定額を中央区「防災・コミュニティ助成」請求書(様式第10号。以下、「請求書」という。)により請求するものとする。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を当該団体に支払うものとする。

第3章 アドバイザー派遣

(支援の対象となる活動)

第13条 支援の対象となる事業は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 防災力の向上に資するものであり、助成期間終了後も自主的な活動の継続が見込まれること
- (2) 中央区内のマンションに係るものであること
- (3) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと
- (4) 神戸市及び神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること

(支援内容)

第14条 区長は、予算の範囲内で、支援の対象となる活動に対して、助言及び指導を行う者を派遣(以下「アドバイザー派遣」という。)することができる。

2 前項のアドバイザー派遣は、同一のマンション等に対して2会計年度を超えて行うことはできない。ただし、令和元年度までにアドバイザー派遣を受けたマンション等については、3会計年度を上限とする。

3 アドバイザー派遣は、第2章の活動経費の助成と併用することができる。

(派遣業務)

第15条 アドバイザー派遣は、対象団体に対し次に掲げる業務を行う

- (1) 防災マニュアルの検討及び作成支援
- (2) 防災マニュアルの検証、防災訓練の企画、運営支援
- (3) 地域団体や他のマンションとの合同による防災訓練の企画、実施
- (4) ワークショップ等での専門的・技術的支援
- (5) その他防災の取り組みへの支援

(派遣の申請)

第16条 アドバイザーの派遣を受けようとする団体は、支援申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。また、アドバイザー派遣決定後は、中央区「防災・コミュニティ助成」アドバイザー依頼書(様式第12号。以下、「アドバイザー依頼書」という。)を提出して区長に依頼するものとする。

(1) 団体概要(様式第2号)

(2) 活動企画書(様式第3号)

2 前年度以前にアドバイザー派遣を利用しており、継続して利用する団体は、当該年度の第1回アドバイザー派遣以前に、改めてアドバイザー依頼書(様式12号)を提出して区長に依頼するものとする。

(要件審査及び派遣の決定)

第17条 区長は、事業の目的、内容及び効果等を審査のうえ、派遣するか否かを決定する。この場合において、区長は派遣の目的を達するために申請団体に対して必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(活動報告書の提出)

第18条 支援決定団体は、活動終了後、速やかに活動報告書(様式第7号)を区長に提出するものとする。

第4章 防災活動に必要な資材購入費に対する助成

(支援内容)

第19条 区長は、予算の範囲内で、第3章のアドバイザー派遣を受けるマンション等に対して、防災活動に必要な資材の購入に係る費用の2分の1を上限に、年間5万円までの助成を受けることができる。

2 前項の費用の助成は、第14条第2項の期間中の2会計年度に加え、期間終了直後の3会計年度を合わせた、5会計年度まで受けることができる。

3 防災活動に必要な資材購入費に対する助成は、第2章の活動経費の助成と併用することができる。

(助成の基準等)

第20条 防災活動に必要な資材購入費に対する助成に関して、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

(1) 領収書がない等使途が不明のもの

(2) その他支援の趣旨に合致しないもの

(助成の申請)

第21条 防災活動に必要な資材購入費に対する助成を受けようとする団体は、支援申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

(1) 団体概要(様式第2号)

(2) 活動企画書(様式第3号)

(3) 収支予算書(様式第4号)

(要件審査及び交付の決定)

第22条 区長は、内容及び効果等を審査のうえ、助成金の交付並びに交付予定金額を決定し、その結果を支援決定通知書(様式第5号)により、申請団体に通知する。

2 前項の場合において、区長は支援の目的を達するために必要な条件を付することができる。

(活動の変更等)

第23条 支援決定団体は当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書(様式第6号)を区長に提出しなければならない。

(活動報告書の提出)

第24条 支援決定団体は、活動終了後、速やかに活動報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

(1) 収支決算報告書(様式第8号)

(2) 領収書

(3) 記録写真など

(助成金交付額の確定)

第25条 区長は、前条の活動報告書を審査のうえ、交付すべき助成金額を確定し、支援決定団体に対して、交付額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第26条 支援決定団体は、前条の交付決定額を請求書(様式第10号)により請求するものとする。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を当該団体に支払うものとする。

第5章 その他

(代表者の変更)

第27条 支援決定団体は、当該申請時より代表者に変更がある場合には、中央区「防災・コミュニティ助成」代表者変更届(様式第11号)を区長に提出しなければならない。

(活動の評価・調査等)

第28条 区長は、必要と認めるときは、支援決定団体に対して活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(支援の中止等)

第29条 区長は、支援決定団体が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の一部又は全部を取り消し、既に助成金の交付がされているときは、その助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

(1) 助成の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき

(2) 助成を助成対象活動以外に使用したとき

(3) 助成の条件その他この要綱の規定に違反したとき

- (4) 前条の調査または措置要求に従わないとき
 - (5) その他区長が助成に適しないと認めるとき
- 2 区長は支援決定団体が次のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣を中止することができる。
- (1) アドバイザー派遣の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
 - (2) アドバイザー派遣の条件その他この要綱の規定に違反したとき
 - (3) 前条の調査または措置要求に従わないとき
 - (4) その他区長がアドバイザー派遣に適しないと認めるとき

附 則

この要綱は平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和2年3月2日より施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月5日より施行する。

受付番号	第	号
	年	月
		日

神戸市中央区長 あて

申請者	住所	
	団体名	
	代表者	
	電話	
担当者	氏名	
	住所	
	電話	
	メール	

中央区「防災・コミュニティ助成」支援申請書

この度、下記活動を行うにあたり、中央区内集合住宅への防災及びコミュニティ形成等支援要綱（令和3年4月5日最終改定。以下「要綱」という。）に定める支援制度を利用したいと思いますので関係資料（団体概要、企画書その他）を添えてここに申請いたします。

なお、当制度を利用するにあたっては、要綱の趣旨をすべて了承しており、助成を決定された後に減額修正または全てを取り消されても異議は申し立てません。

記

(※太線内をご記入ください)

活動名		
活動概要 (目的や内容を簡潔に記載)		
申請内容及び申請回数		
(1)コミュニティ形成に資する活動への助成	①マンション単独型	新規 ・ 2回目 ・ 3回目
	②地域連携型	(過去のマンション単独型の回数を含めて) 新規 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 4回目 ・ 5回目
コミュニティ助成申請額	円	※ 様式第4号の収入「助成金交付申請額 (b)」と一致すること
(2)「防災」の取り組みへの支援	①アドバイザー派遣	新規(1年目) ・ 継続(2年目)
	②防災資材購入費助成	新規 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 4回目 ・ 5回目 ※ (2) ①アドバイザー派遣を申請する団体もしくは過去に取り組んだことのある団体のみ申請可能
防災資材購入費助成申請額	円	※ 様式第4号の収入「助成金交付申請額 (c)」と一致すること
アドバイザー派遣に関する特記事項 ((2)①アドバイザー派遣を申請する団体は必ず☑チェックが必要です)		
<input type="checkbox"/> 申請団体において活動の主体性があり(中心となる人物やグループが存在する)、本事業を最後まで取り組む意思がある		
<input type="checkbox"/> 申請団体(マンション管理組合等)としての合意がとれている		

団 体 概 要

(ふりがな) 団 体 名		
代 表 者	(ふりがな) 氏名	
	住所〒	
	TEL	
担 当 者 (連 絡 先)	(ふりがな) 氏名	
	住所〒	
	TEL	
	メール	
会 計 担 当 者	氏名	(※代表者以外の方)
会 計 監 事	氏名	(※代表者及び会計担当者以外の方)
設 立	年 月	構成員 人
設 立 目 的		
入 会 資 格		
主 な 活 動 歴	年 月	内 容
規 約	別紙添付してください(コピー可、付則・細則は不要)。 ※規約がなければ、総会の議案または会員名簿等を提出してください。 ※2回目以降の申請の場合、提出時から記載内容に変更がなければ、提出不要です。	

活 動 企 画 書

※別に企画書を作成されている場合は、その書面を添付してください

※趣旨・目的等、下記に記載しきれない場合は裏面もご利用ください。別紙で添付いただいても結構です

趣旨・目的	(活動を行う目的、意義を記入してください)	
期待される効果等	(支援による効果等を記入してください)	
参加予定人数		
内 容		
協力・共催団体		
活 動 計 画	年 月	内 容
来年度以降の活動予定	なし ・ あり ()	
この活動の活動歴	今回が初めて ・ その他 () 回目	
周辺地域の理解・協力について	既に地域の理解を得ており活動の協力が得られる ・ 今後地域の理解・協力を求めていく ・ 地域の理解・協力がなくても活動が可能	
この活動への一般参加者についての条件	なし ・ あり ()	
助成が不採択となった場合	予定どおり実施する ・ 活動規模を一部縮小して実施する ・ この活動を中止する	
特 記 事 項	(その他特記すべき事項があれば記入してください)	

収 支 予 算 書

<収入>

(単位：円)

科 目	金 額	内 訳
(a)		
コミュニティ助成 金交付申請額 (b)		
防災資材購入費助 成金交付申請額 (c)		
合 計 (a) + (b) + (c)		

<支出>

(単位：円)

科 目	金 額	内 訳
コミュニティ助成 対象経費		
助成対象経費計 (d)		
防災資材購入費助成 対象経費		
助成対象経費計 (e)		
対 象 外 経 費 (f)		
合 計 (d) + (e) + (f)		

※収支の合計は一致する。(a) + (b) + (c) = (d) + (e) + (f)

※ (b) ≤ (d) , (c) ≤ (e)

(様式第5号)

(公 印 省 略)

神中総ま第 号
年 月 日

〇〇〇〇
〇〇〇〇

神戸市中央区長

中央区「防災・コミュニティ助成」支援決定通知書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴団体から申請のありました事業につきまして、中央区集合住宅への防災及びコミュニティ形成等支援要綱に基づく審査を行った結果、下記のとおり支援の実施を決定しましたので、通知いたします。

記

1. 採択された活動名

2. 採択された支援内容

3. 注意事項

- (1) 実際に助成する金額は、本年度の活動終了後にご提出いただく活動報告書を審査のうえ、中央区「防災・コミュニティ助成」交付額確定通知書(様式第9号)により通知します。
- (2) 上記予定額は、申請内容の計画変更や審査により、減額または取消す場合があります。
- (3) 活動の進捗状況について、資料の提出を求めるなど調査を行う場合があります。
- (4) 経費の執行にあたっては、無駄のないよう節減に努めてください。

4. 採択の条件

5. 本通知後の手続きについて

- (1) 活動内容（日時、会場等）が具体化した時点で、まちづくり課までご連絡ください。活動取材させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- (2) 申請内容について変更が生じる場合には、事前にご連絡ください。大幅な変更がある場合は、計画変更申請書（様式第 6 号）を提出していただき、承認を受ける必要があります。
- (3) 活動終了後、速やかに次の書類を各 1 部提出してください。
(ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。)
 - ①活動報告書（様式第 7 号）
 - ②収支決算報告書（様式第 8 号）
 - ③領収書の写し（任意様式）
※金額と明細が記されていること。また謝金については、受領者の住所・氏名が必ず記載されていること。
 - ④記録写真、パンフレット、チラシなど

(様式第6号)

年	月	日
---	---	---

神戸市中央区長 あて

申請者	住所	
	団体名	
	代表者	
	電話	
担当者	氏名	
	住所	
	電話	

中央区「防災・コミュニティ助成」計画変更申請書

年 月 日付神中総ま第 号で交付予定額通知を受けました活動について、下記の理由により活動を変更したいので申請します。

記

活動名			
変更の内容			
変更の理由			
変更前 総活動費	円	変更後 総活動費	円
変更前 申請額	円	変更後 助成希望額	円
関係資料	<input type="checkbox"/> 団体概要 <input type="checkbox"/> 活動企画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> その他		

神戸市中央区長 あて

申請者	住 所
	団体名
	代表者
	連絡先
担当者	氏 名
	連絡先

中央区「防災・コミュニティ助成」 活動報告書

年 月 日付神中総ま第 号で、中央区「防災・コミュニティ助成」支援決定通知を受けました活動について滞りなく終了いたしましたので、下記のとおり報告します。

活 動 名				
団 体 名				
支 援 内 容	(1) コミュニティ形成に資する活動への助成		(2) 「防災」の取り組みへのアドバイザー派遣	
	①マンション単独型	②地域連携型	①アドバイザー派遣	②防災資材購入費助成
目 的				
活 動 概 要				
活 動 実 施 状 況	年 月	内 容		
参 加 者 数				
関 係 団 体 (連携した団体)				
事 業 の 効 果				
事 業 経 過				
そ の 他	(活動を終えての感想や今後の取り組みたい事項など何でもご自由にお書き下さい)			

※添付書類

- ①収支決算報告書 (様式第8号)
- ②領収書 (写し) (任意様式)
- ③記録写真・パンフレット・チラシなど
- ⑤その他

収 支 決 算 報 告 書

<収入>

(単位：円)

科 目	金 額	内 訳
小 計 (a)		
コミュニティ助成 金交付申請額 (b)		
防災資材購入費助 成金交付申請額 (c)		
合 計 (a) + (b) + (c)		

<支出>

(単位：円)

科 目	金 額	内 訳
コミュニティ 助成対象 経費		
助成対象経費計 (d)		
防災資材 購入費 助成対象 経費		
助成対象経費計 (e)		
対 象 外 経 費 (f)		
合 計 (d) + (e) + (f)		

対応する全ての領収書（または請求書）の写しを摘要欄と対比できるように添付してください。
 （添付の領収書に付番し、領収書番号欄には、内訳に対応する領収書の番号を記入してください。）

※収支の合計は一致する。(a) + (b) + (c) = (d) + (e) + (f)

※(b) ≤ (d) , (c) ≤ (e) となること。

(様式第9号)

(公 印 省 略)
神 中 総 ま 第 号
年 月 日

〇〇〇〇
〇〇〇〇

神戸市中央区長

中央区「防災・コミュニティ助成」交付額確定通知書

年 月 日付 神中総ま第 号で決定をした中央区「防災・コミュニティ助成」助成金交付予定額につきまして、貴団体からの報告を受けて下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

1. 採択された活動名

2. 助成金交付確定額

3. 本通知後の手続きについて

中央区内集合住宅への防災及びコミュニティ形成等支援要綱第12条に基づく、「中央区「防災・コミュニティ助成」請求書（様式第10号）」を提出して下さい。

中央区「防災・コミュニティ助成」請求書

請求額 (交付決定額)			千					円
----------------	--	--	---	--	--	--	--	---

年 月 日

神戸市中央区長あて

住 所 中央区_____

団体名 _____

代表者名 _____

【振 込 先】

金融 機関名		支店名		預金 種別	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()
口座 番号			※数字は後ろ詰で		
口座 名義 (カナ)					

(注1) 口座名義は、請求者と同一の名義人であること。他人（親族も含みます。）の口座に振込む場合、下記の委任状にも記入・押印ください。

(注2) 振込先口座の確認のため、通帳の写し（銀行名・支店名・口座番号・口座名義が明記してある箇所）をご提出ください。

委任状

中央区長 あて

(委任者) (団体名) _____

代表者 (役職名) _____

(氏 名) _____ 印

(住 所) _____

(電話番号) _____

私は、上記中央区「防災・コミュニティ助成」支援助成金の受領に関する権限を、下記の者に委任します。

(受任者) (団体名) _____

(役職名) _____

(氏 名) _____ 印

(住 所) _____

(電話番号) _____

なお、助成金については上記の口座に振込願います。

(様式第 11 号)

年 月 日

神戸市中央区長 あて

届 出 者	住 所	
	団体名	
	代表者	
	電 話	

中央区「防災・コミュニティ助成」代表者変更届

年 月 日付で提出いたしました、中央区「防災・コミュニティ助成」支援申請書
について、下記とおり代表者が変更となりましたので届出します。

記

1. 変更日 年 月 日付

2. 変更内容

	旧	新
住 所		
代表者		

(様式第 12 号)

年 月 日

神戸市中央区長 あて

申請者	住所	
	団体名	
	代表者	
	電話	

中央区「防災・コミュニティ助成」アドバイザー依頼書

年度中央区「防災・コミュニティ助成」に基づき、当管理組合へ派遣するアドバイザーを下記のとおり依頼いたします。

記

1. 派遣を依頼したいアドバイザー